セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

○セルフメディケーション税制とは

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として**一定の取組を行う個人**が、平成２９年１月１日から本人や本人と生計を一にする親族に係るスイッチＯＴＣ医薬品の購入費用の合計額が１万２千円を超えた分が所得控除できるものです。（最高８万８千円）

○医療費控除の特例

この制度は医療費控除の特例とあるとおり、医療費控除の一部であるため、**従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。**

また、この特例は、あくまでスイッチＯＴＣ医薬品の購入対価に限定されているので、**従来の医療費控除の対象となる治療費や交通費などは対象になりません。**従来どおり１年間に自己負担した医療費控除を受けるか、セルフメディケーション税制で控除を受けるかは、**納税者がご自身で選択する**ようになっています。

○適用期間

平成２９年１月１日から令和８年１２月３１日まで

○対象者は

健康の維持増進など一定の取組を行う個人及び**生計を一にしている**配偶者その他の親族（両親や子供など）が対象になります。

○一定の取組とは

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、一定の取組が必要となります。一定の取組とは、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のことをいいます。

○スイッチＯＴＣ医薬品とは

医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制の対象となるスイッチＯＴＣ医薬品とは、市販薬のうち、医師の処方が必要な医療用医薬品から転用された特定の有効成分を含む医薬品をいいます。

○対象となる医薬品の薬効の例

対象となる医薬品の薬効の例としては、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などがあります。

○対象品目を区分する方法

薬局などでは、対象となる品目のパッケージに次のマークがついています。

このマークを参考に対象の薬であるかどうかを区分できます。ただし、すべての対象商品にこのマークが入っている訳ではありません。レシート又は領収書に対象の医薬品であることを表示する薬局があります。

○控除を受けるための手続き

セルフメディケーション税制は、従来の医療費控除と同じく、年末調整ではその適用を受けることができません。セルフメディケーション税制を受けるには、所得税の確定申告または、個人住民税の申告が必要となります。（所得税の確定申告をされた方は、税務署から申告情報が提供されますので、個人住民税の申告は不要です。）

申告書を提出する際には**医薬品購入費の明細書（「セルフメディケーション税制の明細書」）を申告書に添付する必要があります。**また明細書の記入内容の確認のため、医薬品の購入費用の領収書は申告期限等から**５年間保管**する必要があります。

また、**一定の取組を行ったことを証明する書類（健康診査やがん検診の結果通知表など）と領収書などを添付または提示する必要はありません。**ただし、明細書の内容確認のため、提示又は提出を求められる場合がありますので、検診や予防接種等の領収書や結果通知表は**５年間保管**する必要があります。